



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

Y A 生

○鐵道省 内務省告示第三號

重要産業團體令第二十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年

九月二十二日鐵道軌道統制會ノ統制規程設定ノ件左ノ通認

可シタリ

昭和十七年九月二十八日

鐵道大臣 八田 嘉明

内務大臣 湯澤三千男

鐵道軌道統制會統制規程

第一條 會員ハ一定期間毎ニ輸送施設整備計畫書ヲ會長ニ

提出スヘシ

前項ノ輸送施設整備計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、輸送施設ノ新設、改良又ハ保守ニ關スル計畫内容

二、前號計畫ノ實施ニ要スル資材ノ數量及工費豫算

三、前號ノ資材及資金ノ調達方法

四、新設、改良又ハ保守ヲ必要トスル具體的理由

五、著手豫定及完成豫定ノ期日

六、其ノ他參考トナルヘキ事項

第二條、會員ハ一定期間毎ニ勞務要員計畫書ヲ會長ニ提出

スヘシ

前項ノ勞務要員計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、技術者竝ニ勞務者現在數

二、技術者竝ニ勞務者ノ増員又ハ補充豫定數

三、前號ノ増員又ハ補充ヲ要スル具體的理由

四、其ノ他參考トナルヘキ事項

第三條、會員ハ一定期間毎ニ動力需要計畫書ヲ會長ニ提出

スヘシ

前項ノ動力需要計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、當該期間中ノ需要量

二、前號ニ對スル具體的理由

三、前期特定期間中ノ消費量実績

四、其他參考トナルヘキ事項

第四條、會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ

前三條ノ計畫ノ變更ヲ指令スルコトアルヘシ

第五條、會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ

會員ニ對シ運賃、料金、運轉度數、運轉速度、營業料程

其ノ他輸送計畫ノ變更ヲ指令スルコトアルヘシ

第六條、會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ

會員ニ對シ會社ノ合併竝ニ事業ノ讓渡、讓受、共同經營

貸借又ハ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スヘキ旨勸告スルコト

アルヘシ

第七條、會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ

會員ニ對シ事業ノ休止又ハ廢止ヲ勸告スルコトアルヘシ

第八條、會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ

會員ニ對シ運輸ニ關スル協定ノ設定又ハ變更ヲ指令スル

コトアルヘシ

第九條、會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ

會員ニ對シ資材又ハ車輛其ノ他輸送上必要ナル設備ノ保

有、使用、交換、讓渡、讓受、貸借又ハ共用ニ關シ必要

ナル事項ヲ指令スルコトアルヘシ

第十條 會員ハ第六條、第八條及ヒ前條ノ事項ニ關シ協議ヲ爲スコト能ハス又ハ協議調ハサル場合ニ於テハ會長ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業ノ經理並ニ設備ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ指令スルコトアルヘシ

第十二條 會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ從事員ノ増減又ハ其ノ能率ノ増進ニ關シ必要ナル事項ヲ指令スルコトアルヘシ

第十三條 會長ハ事業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ事業ニ關スル技術ノ研究、公開又ハ利用ニ關シ必要ナル事項ヲ指令スルコトアルヘシ

第十四條 會長ハ災害其ノ他緊急ノ事態發生シタル場合又ハ災害ヲ豫防スル爲必要アル場合ニ於テハ會員ニ對シ他ノ運送事業ニ協力セシムル爲必要ナル事項ヲ指令スルコトアルヘシ

第十五條 會員ハ一定期間毎ニ財産目録、貸借對照表、損

益計算書及利益金處分ニ關スル書類並ニ營業報告書ヲ會長ニ提出スヘシ

前項ノ外會長ノ要求アルトキハ會員ハ其ノ事業ニ關スル資料ヲ提出スヘシ

第十六條 會員ハ本規程ニ依ル會長ノ指令又ハ裁定ニ從フヘシ

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ノ許可又ハ認可ヲ必要トスルトキハ遲滞ナク之カ申請ヲ爲スヘシ

第十七條 會長ハ事業ノ統制運営上又ハ其ノ整備發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ補償金、補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトアルヘシ

第十八條 會員ハ本規程ニ依ル會長ノ指令ヲ受ケタル事項ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク之ヲ會長ニ届出ツヘシ

第十九條 第一條乃至第三條及ヒ第十五條ノ期間其ノ他本規程ノ實施ニ必要ナル事項ハ會長ノ定ムルトコロニ依ル

◎土地收用公告

左ノ事業ハ土地收用法に依リ土地を收用することを得るものと

認定す

起業者 事業の種類 起 業 地 年 月 日

山口縣引事 道路 改築 山口縣下松市大字 一七、九、一五

東京府 學校 建設 西豐井地内 一七、九、二二

東京市 學校 敷地擴張 東京市淀橋區角管 一七、九、二二

廣島縣 學校敷地擴張 廣島縣吳市柵田町 一七、九、二九

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

札幌市電 電動客車設計變更認可

札幌市電氣局申請に係る標記の件は電動四輪車用電動機中大正十年土道一四二六號を以て認可相成る自四一號至五六號の十六輛分は長年の使用に依り損傷著しく更新を要するに付車輛設計變更する右は九月十四日附監第二、五九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

室根拓殖軌道 橋梁工事方法變更認可

根室拓殖軌道株式會社申請に係る標記の件は根室齒舞線中に於ける第五號及第六號橋梁は在來木造にして腐朽甚しく運轉保安上危険なるを以て舊木造橋を撤去し内徑九〇九耗の鐵筋混凝土管理設暗渠に變更するの件は十月二日附監第二七二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

士別軌道 貨車設計變更認可

士別軌道株式會社申請に係る標記の件は昭和三年六月十一日附監第一、七六四號を以て認可を得主として主要貨物たる長三米七〇の木材を輸送し居りしも時局の進展に伴ひ次第に長尺物多く出貨致し從來の貨車設計にては輸送不可能の状態となりたる故現有貨車九六輛の内七五輛を改造をなし輸送の完璧を期せんとする右は九月十四日附監第二、五〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

京成電氣軌道 高砂停留場附近工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は高砂停留場構内高砂車庫は現在成田線より出入庫致居りたるも電車運行の圓滑を期する爲金町線より分岐し線路新設並に互線の位置變更を爲し金町支線よりも出入庫出來得る様にする右は十月二日附監第二七七六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京福電氣鐵道 嵐山電鐵北野支線軌道敷地を道路敷地に變更認可

京都市長申請に係る標記の件は今般道路擴張工事執行の爲め京都電燈株式會社經營に係る嵐山電鐵北野支線軌道敷地の一部を軌道法第九條の規定に依り道路敷地に借用せむとする右は九月十九

日附監第二、六八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

京都市電 百萬遍、高野上開町間軌道工事施行工事變更

認可及特別設計許可

京都市長申請に係る標記の件は昭和十三年六月二十九日附發電第四〇九號同十五年五月六日附發電第二七二號同年六月二十五日附發電第四一四號申請書は車輛を京都電燈株式會社叡山線へ直通運轉せしむるため百萬遍起點〇軒六六七附近に於て連絡線を敷設する設計なりし處今回連絡線を撤去するものにして之に伴ひ一部工事方法書記載事項並交叉箇所に於ける保安設備等を變更する右は左記通牒を附し、尙本工事は昭和十七年十二月二十八日迄に着手し昭和十八年九月二十八日迄に竣功することとして九月二十九日附監第二八〇八號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道工事施行及工事方法變更の件認可し特別設計の件許可ありたり。

監督局長
國土局長

京都府知事宛

昭和十五年九月十七日附五監第二〇二號同年九月十七日附同號同年九月二十六日附五監第二五〇號同十七年六月九日附七監第四六號及同年八月二十六日附七監第一六六號進達京都市電百萬遍高野上開町間軌道工事施行工事方法變更並特別設計の件別紙の通指令相成候處尙左記事項に關し整備せしめられ度

記

一、各扛上式安全地帯は「セメント」を使用せざる適當なる構造とし昭和十七年二月二十七日附申請の位置に之を設くること
二、軌道横斷排水渠は距離二二〇米及七八〇米各附近に之を設くること

京阪電氣鐵道 軌道起業廢止認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は大正八年五月十六日附監第五八八號並に大正八年十二月二十日附監第二、三二五號により特許を得け大阪市旭區別所町より同市東淀川區北長柄町に至る軌道は最近に於ける交通狀勢に鑑みて起業廢止する右は左記通牒を附し九月二十一日附監第二五四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

監督局長
國土局長

大阪府知事宛

通牒

昭和十七年四月二十三日附道第四六九號を以て京阪電氣鐵道株式會社軌道起業廢止の件進達相成候處右は別紙の通指令有之失致候に付至急特許狀返納せしめられ度
追而昭和四年九月十二日附道第六八五號及同五年五月二日道第四一〇號進達起業目論見變更の件並に大正十五年七月二十二日土

第三、九八三號進達別所町、北長柄町間工事施行申請書は不要と相成返附致候條可然取計有之度

大阪府

關西急行 軌道起業廢止許可

關西急行鐵道株式會社申請に係る標記の件は大正十一年特許を受けたるものにして爾來種々なる事情に依り遷延し未だ工事實施の運に至らず、其の間地域の擴張等に依り交通狀勢著しく變化し現在に於ては市内高速度交通機關等を考慮に入れ新らしき構想に基き計畫するが妥當と認めらるゝに至り此の上敷設權を留保するは事務簡捷の方針に背馳するものなるを以て此際權利を放棄するものにして右は布施停留場より分岐大阪市に至る特許線にして河内、平野の交通並に開發及信貴山參詣者の利便を計らんが爲計畫せられたる處特許以來工事實施の域に不達約二十年を経過せり其の間交通情勢の著しき變化あり根本的に變更の要あるものと認め九月三日附監第二、三七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 軌道工事施行認可申請期限延期伸長

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は本路線に連接する野田福島間には近く高架に改築する如く承り、省線西成線との立體交叉個所も有る爲之と密接なる關係を有し設計に先だち豫め關係方面と協議中の處現下時局の影響に因り工事資材の入手困難と

なり暫時協議も滯滞するの止むなきに至りたる爲更に工事施行認可申請期限を昭和二十年六月三十日迄延期する右は九月十一日附監第二、五五九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

關西急行 鐵道布施停留場設計變更認可

關西急行鐵道株式會社申請に係る標記の件は布施停留場構内上本町寄の互り線は踏切内に存在するが爲保守並保安上遺憾の點多きを以て該互り線を踏切外に移轉せんとするものにして之に伴ひ貨物側線、同積卸場、信號機等の位置變更し又大阪線及奈良線の上り列車に對し同時進入を爲し得る様四番線に安全側線を新設し運轉の圓滑を計らんとするものにして右は九月十九日附監第二、六八五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

兵庫縣

阪神急行電鐵 客車特別設計許可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は新設軌道の外運轉せざる電動客車二〇四輛の戸袋窓部を除き窓保護棒を撤去し撤去後車室の窓は撤去前の位置以上に開かざる構造にせんとする件は十月二日附監第二七六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

東京急行 橋梁並溝橋所定動荷重變更認可

東京急行電鐵株式会社(舊京濱電鐵)申請に係る標記の件は昭和十四年十一月十三日附監第三六三〇號を以て認可を傳し新車輛運轉の爲京濱線橋梁並に溝橋の所定動荷重の變更をするものにして右は九月二十八日附監第二七〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市營軌道 第三期第一號線工事方法變更認可

神戸市長申請に係る標記の件は右區間に於ける敷設軌條中局部的に磨損甚しきものあり加ふるに表面「アスファルト」鋪裝の破損並枕木の切れ込みも亦著しきを以て一般交通及電車運轉の保全を期する爲枕木の取替へを爲し磨損軌條は手持品を以て切繼補修を行ふと共に一部軌道表面「アスファルト」鋪裝を板石鋪裝に變更する右は九月七日附監第二、五〇八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

群馬縣

東武鐵道 澁川變電所新設認可

東武鐵道株式會社申請に係る標記の件は既設山口、棟高、折原各變電所に於ける負荷は増加しつゝある處時局の推移に伴ひ前橋澁川間には各種軍需工場新設せられ輸送量は極めて増加するに至れり、然るに之に對應すべき上記三變電所は設備以來相當年數を経過し、故障多く且つ能率も低下し電力損失多きため、今回澁川

變電所を新設し一層輸送を強化せんとするの件は左記通牒を附し十月八日附監第二七八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

監督局長

國土局長

群馬縣知事宛

昭和十六年七月十五日附土第四九〇號を以て東武鐵道澁川變電所新設の件進達相成候處右は左記事項を遵守するものとして別紙の通指令相成候條會社に此の旨示達相成度

記

- 一、饋電線類はあるみ線を使用すること
- 一、本工事竣功の際は電氣工事竣功圖表を提出すること

千葉縣

京成電氣軌道 自動閉塞信號機増設認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は市川國府臺京成津田沼停留場間に色燈三位式自動閉塞信號機を増設し電車運轉の圓滑を計らんとする右は九月十九日附監第二、六八六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市電 西裏變電所及關係電線路工事方法並電氣

軌道用直流電力流用認可

名古屋市長申請に係る標記の件は西裏變電所は別途申請安田變電所の出力増加により東山公園を安田變電所より饋電せしめ變電所出力を變更別途申請無軌條電車負荷の一部に直流電力を流用せむとするものにして従て東山公園線(正)東山線(絶縁歸線)は今池にて分岐無軌條電車常時受電地點名古屋市千種區覺王山通り三丁目十六番地先へ連絡線を設け既設饋電線路の一部工事方法を變更する右の件は八月二十七日附監第二、四三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋市長申請に係る標記の件は西裏變電所は別途申請安田變電所の出力増加により東山公園を安田變電所より饋電せしめ變電所出力を變更別途申請無軌條電車負荷の一部に直流電力を流用せむとするものにして従て東山公園線(正)東山線(絶縁歸線)は今池にて分岐無軌條電車常時受電地點名古屋市千種區覺王山通り三丁目十六番地先へ連絡線を設け既設饋電線路の一部工事方法を變更する右の件は八月二十七日附監第二、四三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋市長申請に係る標記の件は昨年度改良せる丸田町、公園前間と同様昭和八年春十數年使用せる中古溝型軌條を使用し「テルミット」銻接をなし膠石ブロックにて鋪裝せるものなるも一般交通量の激増と軌條の磨耗並疲勞に據り折損せるものなるも一般に鋪裝の破損も甚しき爲之れが改良を爲し多數市民の交通確保をなさむとする右は九月十九日附監第二、六八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

静岡縣

静岡電氣 軌道線路及工事方法變更認可

静岡電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は静岡、清水間軌道中鷹匠町、臺所町、停留場間起點より二六二米至四七三米一一五間半徑一六〇米乃至二〇〇、及長沼古庄停留場間、起點より二籽

八九九米三籽一七一米九一に半徑二〇〇乃至三〇〇米何れも三反曲線の不良線路二ヶ所殘存し、車輛の動搖、軌道の損傷甚敷依つて之れが改良は鷹匠町、臺所町間は明年度反曲線を除去するの計畫なるも長沼、古庄間は鷹匠町驛構内にある車庫及車輛修理工場狹隘にして擴張に迫られ移轉の已むなきに至り長沼停留場に移轉し之と關聯し鷹匠町起點二籽八八二米五〇より三籽三二五米五三に至る線路に改良し併て同所車庫及修理工場を移轉するの件は十月八日附監第二七九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山梨縣

嶽西電氣 軌道抵當權設定認可

嶽西電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は甲府驛前、青柳間の軌道財團を擔保とし日本興業銀行より三十三萬二千五〇〇圓借入の爲軌道抵當權設定の件は九月十八日附監第二七三八號を以て内務、鐵道、兩大臣より認可ありたり。

滋賀縣

京阪電氣 濱大津停留場特別設計許可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は京津線及石山坂本線濱大津停留場安全地帯は昭和十三年九月三十日附土第二四〇九號を以て假設備として認可を得たるも今般右假設備を本設備として施設する右の件は軌道建設規程に抵觸するを以て特別設計とし

て九月二十八日附監第二、六八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

富山縣

神岡水電 軌道讓渡許可

神岡水電株式會社、三井鑛山株式會社申請に係る標記の件は昭和七年一月三十日附監第二一三號を以て三井鑛山株式會社より神岡水電株式會社に讓渡許可を得爾來神岡水電株式會社に於て増改設を爲し營業致し居處神岡水電株式會社は電力管理法に依りその發電設備の大部分を強制出資し残存せる發電所のみにては營業困難なるに付本年九月末日を以て解散の事と相成り今般三井鑛山株式會社に軌道及び之が附屬物件一切を金一、二一四、六六一圓一錢也にて讓渡するの件は九月十九日附監第二、七二六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

名古屋鐵道 美濃町線橋梁工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る標記の件は軌道部美濃町線中柳ヶ瀬起點一一哩七七鎖〇五節、第六號、橋梁は經年の内破損並腐朽せし爲コンクリートに改造し運轉の安全を期さんとする 右は九月十四日附監第二、五九四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

仙臺市電

起業日論見書記載事項中一部變更認可

仙臺市長申請に係る標記の件は昭和五年五月三十日號第四一八八號を以て特許を得し仙臺市營電氣軌道の工事施行認可申請致度處目下の時局に鑑み資材其他の關係上複線工事を單線工事として施行せんとするものにして尙義きに假設工事として單線敷設の上運輸開始中の八幡町線も此際複線工事を中止し單線工事に變更し且原町線の延長を終點に於て縣道に於ける自動車の曲線交通上支障あるを以て延長十五米を短縮し尙出資方法の電氣事業繰入金は市電事業組合により市公營事業繰入金に變更するものにして右は十月二日附監第二七四二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

岡山縣

岡山電氣軌道 電氣工事方法變更認可

岡山電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は從來變電所豫備機として「二〇〇キロワット」電動變流機を設備し居りたるも同機は大正初年の据付にして豫備機として甚しく不安を感じるに付時局下交通機關の重大性に鑑み最新の五〇〇A 耐子製水銀整流器に變更する右は九月十四日附監第二、五〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

和歌山電氣軌道 和歌浦口停留場設計變更認可

和歌山電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は和歌浦口停留場の位置變更するに付之に伴ひ該箇所を設置しある常置信號機を一部位置變更するの件は九月十四日附監第二、五九五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山電氣軌道 工事方法變更認可、特別設計許可

和歌山電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は大型車輛運轉計畫に伴ふものにして其の他道路の改修等の爲既認可道路横斷定規圖中車體外有效幅員並横斷面の形狀及其の種別毎の各々の延長に一部相違を來せると且つ道床の改修等の爲め既認可土工定規圖の横斷面の形狀を一部夫々變更する右は大型車輛運轉に依り車體外有效幅員左右共各〇、〇三八米狹少となるも極めて些少のものに付一般交通上は勿論其の他支障なき爲十月二日附監第二七六五號を以て内務、鐵道兩大臣より工事方法變更の件認可し特別設計の件許可ありたり。

福岡縣

九州鐵道 軌道工事方法變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る標記の件は旭町、四ツ山間軌道中併用軌道區間に敷設せる轉轍器及撤又は磨耗甚敷殆んど危險狀態と相成り、のみならず入射角大にして「リード」半徑小なる爲め運轉甚だ困難にして分岐器通過に長時分を要し分岐器及車輪の磨

耗亦甚だ大なるを以て之等を緩にするの件は九月十四日附監第二五〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州電氣軌道 假設物使用期限延期認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は昭和十七年三月六日附監第五六九號を以て認可を得しも本年は特に降雨多く加之橋梁個所の基礎地盤豫想以外に軟弱にして橋臺及橋脚の床堀に際しては再々土砂の崩壞に遭遇し工事運々として進まず從て假設物の使用期限の本年八月五日迄に竣功致兼ねるに依り更に本年九月十五日迄延期せんとする右は九月十四日附監第二、五五七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

